

平成 3 0 年 度  
津 山 市 農 業 委 員 会  
( 5 月 定 例 会 議 事 録 )

平成30年 5月10日(木) 14時00分～  
津山市役所 2F 202会議室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出 席 委 員 ( 1 8 名 )

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎  | 2. 太田 裕恭  | 4. 井家上 淑子 | 5. 小串 典介  |
| 6. 竹内 隆一  | 7. 尾島 宏明  | 8. 小島 仁太郎 | 9. 岡田 成子  |
| 10. 松尾 治  | 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 | 13. 仁木 紹祐 |
| 14. 長森 健樹 | 15. 高山 一英 | 16. 植本 幸男 | 17. 筒塩 清美 |
| 18. 大山 正志 | 19. 大塚 毅  |           |           |

欠 席 委 員 ( 1 名 )

3. 池田 幸正

事 務 局 ( 9 名 )

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 松岡 局長 | 宮野 次長 | 藤原 主任 | 杉井 主事 |
| 都井 主事 | 流郷 主査 | 小椋 主任 | 大澤 主任 |
| 阿部 主査 |       |       |       |

## 議 事

議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）

議案第 8号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第10号 非農地証明願承認について

議案第11号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第12号 農用地利用集積計画の承認について

議案第13号 津山農業振興地域整備計画変更に関する意見について

議案第14号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について

報告第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第 4号 農地転用届出書の受理について

その他

## 議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

事務局次長

失礼します。定刻となりましたので、只今から、平成30年5月の津山市農業委員会定例会を開会致します。本日は、委員19名中18名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立致します。また、3番池田委員さんから欠席の連絡を頂いております。それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願い致します。

日笠会長

はい。皆さんご苦労さまでございます。最近は気温が高かったり低かったりと大変でしょうが、気を付けて作業に取り組んで頂くようお願いいたします。また、今日は審議が速やかに進むように格段のご協力をお願いいたします。それでは運営委員会報告をお願いいたします。

山下委員

先ほど行われました第1回運営委員会について、私から報告をさせていただきます。今回の運営委員会では、まず運営委員長の選出について協議致しました。協議した結果、私が運営委員長に就任することとなりましたので、宜しく申し上げます。次に、本日の議案中の疑義案件について、事務局から説明を受け、協議しました。この案件につきましてはその都度、事務局から説明があると思っておりますので、宜しく申し上げます。以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

日笠会長

はい、ありがとうございます。それでは議事録署名人を私の方から指名させてもらうてもよろしいか。8番小島委員さん、9番岡田委員さん、よろしく申し上げます。それでは議事に入ります。議案第7号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山）

失礼します。議案第7号の説明をいたします。今回、津山地区から3件、加茂地区から1件、久米地区から2件、計6件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから2ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、川崎の93歳の女性から、志戸部の67歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-2についてですが、真庭市の65歳の男性から、院庄の69歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-3についてですが、中原の90歳の男性から、同じく中原の37歳会社員の男性への、親族間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は以上です。

日笠会長

はい、続いて加茂。

事務局（勝北）

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番、加茂町倉見の70歳、無職の女性から、加茂町物見の52歳、会社員の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりです。

加茂地区からの説明は以上です。

日笠会長

はい、次。

事務局（久米）

続きまして、久米地区分を議案書をもとに説明いたします。

5-1は野介代の78歳無職の男性から、久米川南の76歳自営業の女性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられ

ます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

続きまして、5-2は久米川南の76歳自営業の女性から、同じく久米川南の42歳公務員の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

議案第7号の説明は以上でございます。

日笠会長 はい、ありがとうございました。一番初めの1-1から、地元委員さんの意見を聞きます。

大山委員 1区の大山です。1-1について説明を致します。現地は志戸部の住宅街の中でありまして、受人は退職後、農業に精を出して頑張っておられるということでありますし、相手の方は年齢もかなり年をとられたりで、どうしても買い取ってほしいという相談を受けて買うことにしましたということです。受人の農地を見ますと、面積の小さい所が色々あったりもし、草刈りをしている状態、あるいは花を植えているという所でありましたが、この前見て回りましたところ、草はきれいに刈っておるし、花を植えてあったところはカボチャを植えたりという風で、問題はないと解釈しております。

日笠会長 はい、ありがとうございました。3区について私が説明します。5月8日に推進委員2名と現地を見ました。これは問題ないなと見て帰っております。宜しくお願います。次、4区。

井家上委員 4番井家上です。1-3について説明致します。祖父から孫へということです。2筆とも田植えもすぐ出来そうな、きちんと管理をされているので、問題ないと思います。

日笠会長 はい、次は6区。

山下委員 11番山下です。問題があった所は全部処理してあるので、問題ないと思います。

日笠会長 はい、ありがとうございました。8区。

植本委員 16番植本です。5-1、5-2につきまして、問題はございません。

日笠会長 はい、ありがとうございました。今、7号に対して事務局並びに地元委員の説明がありましたが、皆さん承認もらえますか。

\* はい。

日笠会長 ありがとうございます。賛成の方は挙手でお願いします。

\* < 多数、挙手 >

日笠会長 はい、賛成多数ということでありがとうございます。議案第8号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） それでは、議案第8号の説明をいたします。今回、津山地区から2件のみの申請です。議案書のページは、3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・野介代の進入路、149㎡の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、野介代にお住まいの農業を営む70歳の男性です。申請地に農地への進入路を整備していたもので、本来なら許可不要な案件ですが、他人も使用することがあるとのことから申請してきたものです。転用にあたり、境界部分については、法面及び水路により対処し、雨水排水については、既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。野介代土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農業用施設であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-2番・高野山西の畑、231㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は敷地の拡張です。転用事業者は、高野山西にお住まいの農業を営む57歳の男性です。自宅に隣接する申請地を農作業場と農業用資材置場として利用するため転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、擁壁内周に排水路及び沈殿升を設けて既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画をなっています。山西水利連合組合から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。敷地の拡張であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第8号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。ほんなら1区から。

大山委員 1区大山です。1-1について説明致します。事務局から説明があったとおり、問題は無いと感じております。大型農機を使用するために、幅を広く、また頑丈な作りでなければならないということです。

日笠会長 はい、ほんなら2区の方。

小島委員 1-2を説明します。自宅の前ですので、あとは事務局の言ったとおりです。近いところに作業場が欲しいとのことで、お願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。議案第8号に対して事務局、地元委員さんの説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\* ありません。

日笠会長 ありませんか。

\* はい。

日笠会長 それでは、賛成の方は挙手でお願いします。

\* < 多数、挙手 >

日笠会長 はい、賛成多数という事でありありがとうございます。

事務局（津山） 議案第9号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

それでは、議案第9号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転9件、使用貸借権設定2件、加茂地区から使用貸借権設定1件の計12件の申請です。議案書のページは、4ページから8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・東新町の田、1,544㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、共同住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高10m程度のアパート2棟と露天駐車場で、建蔽率は37%です。転用事業者は山北に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。申請地でアパート経営をするため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設け、雨水排水は、溜桝を通じて既存の水路に流し、生活雑排水については、下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。この件につきまして、転用事業者が過去に許可を受けた転用事業の資料をお手元にお配りしておりますのでご確認ください。この転用事業者が、平成27年3月に、11棟の建売住宅を平成28年5月31日で完成させるとして転用許可を受けた農地について、5月1日に調査をしたところ、9棟は完成していましたが、未だ2棟が未着手でした。この件については、平成27年7月に、土地の造成と住宅7棟の建築が完了した旨の進捗状況報告があり、その後も基礎工事を進めている旨の進捗状況報告が提出されています。なお、この事業者は、平成29年1月に東一宮で分譲宅地を造成するとして転用許可申請をおこない、1月20日に許可を受けていますが、この時には、工事の進捗状況に多少の遅れがありましたが、完了に向けて着実に進んで行っていることをもって、許可意見となっております。この事業については、平成29年8月31日に完了報告があり、完成している事を確認しています。また、今回の申請と同時に、瓜生原の完成した建売住宅9棟のうち、1棟がまだ売却できておらず、この1棟を販売でき

ば次の建築に取りかかる等、慎重に計画を遂行したい旨の、資料としてお配りしております事業計画書と、進捗状況報告書が提出されています。津山市が定める農地転用に係る審査基準の第2章第2において、過去に許可を受けた転用事業者が、特別な理由がないにもかかわらず計画どおりに転用事業を行っていない場合には、転用行為を行うのに必要な「信用」があるとは認められないものとする。と定められています。この度の転用事業者については、先ほど説明しましたとおり、計画どおりに転用事業を行ってはおられません。したがって、転用事業を行うのに必要な信用について、事業計画書の内容が計画どおりに転用事業を行っていない特別な理由に該当するかどうか、ご審議をお願いしたいと思います。

続きまして、1-2番・山北の田、478㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は先ほどの1-1と同じ、山北に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。申請地の西隣に事務所があり、露天駐車場がありますが、そこは来客用及び社用車の駐車場として使用していることから、社員用の露天駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、周囲の土地より低くなっており、雨水排水は、フリューム及び溜桝を通じて既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。この案件についても、議案1-1と同じ転用事業者であり1-1と同様に信用性が問われると考えます。

続きまして1-3番・大田の田、1,487㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、貸露天資材置場です。転用事業者は、小原に本店を置く資本金の額3,000万円の株式会社で、主な事業は建設業です。現在、資材置場として関連会社に貸している土地を売却することとなったため、事務所に近い当申請地を露天資材置場として造成し、代替地として貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、新設する水路及び既存の法面により対処し、雨水排水は、溜桝を通じて既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・高野本郷の田、770㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種と判断しています。転用目的は、農家住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.8m程度の居宅1棟と全高3.3m程度の農業用倉庫1棟、カーポート1棟で、建蔽率は22%です。転用事業者は、高野本郷にお住いの53歳農業を営む男性です。定年退職するにあたり、新規就農者として耕作しながら利便性良く住まえる申請地に農家住宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の法面を現状のまま利用し、雨水排水については、排水路及び溜桝を設け、既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・二宮の畑、334.92㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7m程度の居宅1棟とカーポート1棟及び進入路で、建蔽率は26%です。転用事業者は、倉敷市にお住い

の42歳会社員の男性です。転勤に伴い、申請地に居宅を建築するため転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路により対処し、雨水排水については、敷地内に排水施設及び沈殿柵を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。灘池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・中原の畑、229㎡、所有権移転の件についてです。農地区区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.3m程度の居宅1棟で、建蔽率は23%です。転用事業者は、西吉田にお住いの45歳会社員の女性です。現在、両親と同居しており、手狭なため、実家に近い申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路により対処し、雨水排水については、敷地内に排水施設を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続し、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。新池水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・国分寺の田、1,953㎡、所有権移転の件についてです。農地区区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8m程度の居宅7棟と道路で、建蔽率は28%です。転用事業者は川崎に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。申請地に建売住宅を建築し、販売するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水は、側溝を設けて既存の水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽を設置して既存の排水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・国分寺の田、1,326㎡のうちの323㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、先ほどの1-7番で建築する建売住宅の土地造成工事の作業場として使用するための一時転用で、期間は平成30年6月10日から8月31日までです。転用事業者は、先ほどの1-7番と同じ株式会社です。転用にあたって、申請地は現状のまま使用し、田面への影響を最低限に抑える計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。隣接地工事のための一時転用であり、転用目的は農地区区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・下横野の畑、313㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高3m程度の車庫兼倉庫1棟で、建蔽率は23%です。転用事業者は、下横野にお住いの40歳自営業の男性です。現在、申請地の2軒隣りに居住していますが、所有する自動車が増えたため、父親が所有する申請地を借り受け、車庫兼倉庫を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁及び既存水路により対処し、雨水排水については、自然浸透させ、余剰分については既存排水路に排水させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。また、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。集

落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-10番・東一宮の田、854㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地3区画及び道路です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は上河原に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。

転用にあたり、境界部分については、新設する擁壁及び水路により対処し、雨水排水については、溜桝を通じて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。

昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-11番・東一宮の田、2,045㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地9区画及び道路です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は横山に本店を置く資本金の額500万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、土止めコンクリート及び水路により対処し、雨水排水については、既存の道路側溝に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 加 茂 )

はい、ありがとうございます。続いて加茂。

続きまして、加茂地区の説明を致します。

2-1番・加茂町中原の田、129㎡使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種と判断しています。転用目的は、自宅への進入路です。転用事業者は、加茂町中原の62歳会社員の男性です。転用目的は、既存の住宅を建替ることになりましたが、現在使用している進入路が幅員2mと狭く、拡幅することもできないため、父親が所有する申請農地を借り受け、新たに進入路を設置するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁及び法面に張り芝をすることにより対処し、雨水排水については、自然浸透させ余剰分については既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。

加茂町中原町内会から差し支えない旨の意見承諾書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第9号加茂地区からの説明は以上です。加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長  
大 山 委 員

はい、ありがとうございます。地元委員、1区の方から。

はい、大山です。1-1、1-2、1-3について説明致します。

1-1は、鶴山ホテルの真東の土地でありまして、申請の内容については、問題ないと考えております。

1-2について、美作大学の真ん前ということで、■■■■の駐車場として使用したいと、これも問題ないと思いますが、先ほど事務局から説明がありました、■■■■についての問題は、以前から私の方も色々ありましたので、私の方からは差し控えさせて頂きたいと思います。

1-3については、一昨年でしたか、お父さんが亡くなられて、女性一人でお住まいになって、農業も全然やったことがないということで、■■■■さんが駐車場としてあるいは資材置き場として使いたいということで、こういうような商談がついたと、聞いておまして、問題ないと思っております。



日笠会長	はい、ありがとうございます。次。
小島委員	8番小島です。1-4についてですが、6月に定年になり、農業を少しでも地域の為にやろうかと申請されております。宜しくお願いします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。それでは1-5について私から説明します。5月の8日に推進委員と見に行きました。息子が帰ってきて家を建てるということで、何も問題は無いんじゃないかと見ております。宜しくお願いします。
井家上委員	次。 はい、4番井家上です。1-6から説明をさせていただきます。周囲も全部農地ではなくて宅地等になっておりますし、集落に隣接しておられるようで、問題ないと思います。 1-7ですが、これも周りは殆ど宅地になっておりまして、問題ないと思います。 1-8ですが、7について一時的な転用ということでございますので、これも問題ないと思います。
日笠会長	はい、次、5区。
長森委員	14番長森でございます。1-9は下横野でございますけど、こちらについて説明を致します。地元の中井委員と現地を見に行きましたけど、親子間の話で、どうしても車庫がいるということで、問題ないと思います。 次の1-10、11ですが、一宮の分譲住宅で、永禮推進委員と現地も見ましたが、問題ないと思っております。
日笠会長	はい、次、6区。
竹内委員	はい、6番竹内です。2-1でございますが、問題ないと思います。よろしくお願ひします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。78号に対して、事務局並びに地元委員の説明がありました。1-1、1-2についてはどうしますか。今事務局が言うたのには、今までのが残つとるけんとなりましたが、皆さんどねいに思われますか。
大山委員	建売販売というものは、非常に難しいと思うんです。初めから、これだけは確実に売れるからということで全区画の中の7つや8つは出来るかもしれんですけど、残った所は売れるわけがないですからね。何とかならんかと。これから先も出てくると思いますし。
井家上委員	運営委員会ではどういう判断になったんですか。
小串委員	運営委員会がどういう意見を出したかということよりも、個々の委員さんがどうお考えになっているかというのを述べて頂きたい。そうしないと、運営委員会の意見に左右されていると言われかねない。農業委員個人として言わせて頂ければ、いつも出てくるこのパターンは建売住宅で、建てておけば問題ないのに建てない。なぜ建てないかといえば、建てても売れないから建てない。これは業者の方が言われるとおり。まあこれは業者側からすればやむを得ないことかもしれませんが、事業計画書を読ませて頂いても、残りの2棟につきましては、建てられる予定は無いと読めます。それを前提にする以上は、不許可と。■さんのときも不許可にしました。不許可にしたら、次の月にちゃんと追認案件として要件を満たしてやってこられました。それとの釣り合いを図る必要があるのではないかと。29年に転用許可を認めた農地があったようですが、これについては許可を認めたことについてそれなりの理由がある。それから1年数カ月経ったにも関わらず、平成27年3月に許可を受けた件について依然としてまだ未着工である。ということであれば、信用の問題に抵触すると考えて、不許可と。あくまで農業委員一個人として不許可という風に考えます。
日笠会長	はい、ありがとうございます。皆さんどねいに思われますか。
井家上委員	瓜生原の件ですけれど、前回事務局と一緒に見に行ったことがあるんです。他の所に申請が出たときに、今やっとなるところがこの状態ですというのは見に行っ

私もあそこの前はよく通るので常に気になるんですが、書いてあるとおりに残っている土地があります。きれいにはされとるんですけど、早速に手が付けられるような状態ではないと、建てられるような感じではない。更地のままっていうのがあるんですが。

日 笠 会 長 事業計画にも、どうも建つようなことが書いてない。皆さんの意見を聞かんと。皆さん無いですか。

大 山 委 員 よろしいか。この■■■、以前にも別会社を持つとるかなんかで、名前を変えて申請をしたことがありましたよね。なので不許可にしてもそういう可能性もあるんじゃないかと、思いますけれど。

日 笠 会 長 それはそれとしてもな。

太 田 会 長 代 理 それはそれとして、そうなればその時に。

日 笠 会 長 その時はその時で判断して、今日の事態は今日のこれで判断せにゃいけんと思っらんじゃ。変えて出すんじゃけんといってもな。皆さんどうでしょうかな。ほんなら今意見があったように出来とらんの、1-1と1-2は不許可ということでよろしいか。どうですか。

大 塚 委 員 すいません、1-1と1-2は同格で扱うんですか。

日 笠 会 長 1-1が出来にゃこれも信用性が無いということで1-2も同格。

大 塚 委 員 これは露天駐車場でしょ。分譲を建てるんじゃなしに自分の所の露天駐車場として本社のへりに職員の福利厚生のためにするんじゃということで造成に取り掛かりたいということで。■■■さんそのものが宅建業として今の1-1を取り扱われとることについては以前の事が履行されていないんで不許可扱いにしたらどうかというのは、それは1つ理解できるんですが、1-1も1-2も同格に捉えるというのは、ちょっと僕は問題があるんじゃないかと。1-2については自分のとこの会社の職員の駐車場としてするんじゃと、売るんじゃないんですよ、自己の都合でやられるわけでしょ。造成して駐車場に使うんでは。それは不許可にする理由はどこにあるのかなという気はするんですけど。1-1が不許可というのは、前回もそのような不履行分があるんで不許可というのは成り立つと思うんですけど。1-2には、言葉は悪いけど坊主憎けりゃ袈裟まで憎いという論法になるんで、ちょっと疑問に思うんですけどどうなんでしょう。

小 串 委 員 別に取り扱う理由があるかどうかですよ。あなたの考えが成り立つかどうかを多数決を取ればいい。信用の問題について、1-1と1-2を別に扱う必要があるかどうかを問えばいいということです。

大 塚 委 員 私はそう思います。

太 田 会 長 代 理 1つが片付かんかったらどっちも出来ないんじゃないかということで。信用の問題として。まあそれは皆さんで協議すればいいんですけど。

日 笠 会 長 皆さんが分けた方がええと言われりゃそねいに取りますし。まあ信用性がないけんという意見もありますし。

小 串 委 員 多数決を取るとして、意見が分かれるかもしれませんが、1-1と1-2を別個に取ればいいじゃないですか。1-1と1-2を別々に取ってください。

事 務 局 すいません、先ほどの事務局の説明にあったんですけども、信頼性というものについて現在審議をして頂いていると思います。信頼性、信用性ということですが、過去の転用事業が未了であるということが議題に挙がっておりまして、過去の転用事業が未了ということで以てこの事業者が信用性が無いと、判断するのであれば、1-1でそう判断するのであれば、1-2についても同じように未了であるから信頼性が無いと判断せざるを得ないのかなと考えます。例えば今、1つの方はアパートで、もう1つの方は自社の駐車場、福利厚生施設だと言ったんですけども、事業をしている以上、当然全てが事業用地ですので、事業をするという上で変わりは無いと考えます。そこらへんの区別が必要なのかどうかというのも含めて協議して頂いたら構いませんが、事務局が考えている信頼性、信用性というものは、

あくまで一本であると。1つについては信用性がない、1つについては信用性があるというような、分けて考えるものではなくて、その事業者が信用性があるのかわるいのかを考える審議だと、そのように考えておりますが、いかがでしょうか。

日 笠 会 長  
大 塔 委 員

今事務局が言うたように1つの業者じゃけん信用性が無いということで。ちょっとよろしいか。事務局の意見なんですけれど、私は■■■■さんというのは、宅建業という、業と、生業として会社を興されて、それによって利益を上げて運用しとるわけです。もうひとつ1-2というのは■■■■さんそのものの生業としてするわけじゃない、自分の会社の従業員の福利厚生施設をつくるために申請されとるんです。それまでもここで不許可にするという事に対して、私は違和感を覚えるんですけれども、その辺皆さん方どう思われますか。信用性の問題で一本にするということは宅建業そのものの、生業に対しては信用がないから駄目ですよと、前回申請したことを十分に履行してないから駄目じゃと。けれども、自分の所の従業員の福利厚生やらその他の施設を作ることに対して、別にお金を儲けるわけじゃないですよ、これをするによって。それまでも不許可にするということになると、職員の福利厚生まで抹殺するというのが、農業委員会にそこまでの権限があるのかというのが、疑問に思うんですが。この意見については賛成しかねます。

日 笠 会 長  
小 串 委 員  
日 笠 会 長  
\*  
日 笠 会 長

意見が出よんじゃが、他には意見はありませんか。では、無いようですので、1-1を、不許可という事で、そういう意見でええと思う人は挙手をお願いします。不許可の方ということですか。不許可でということです。《 17名、挙手 》

では1-1を不許可という事でさせていただきます。それから1-2、これは今大塔さんから言われたんですけど、会社というものとして、1つで見るとどうか。許可とするべきか、不許可とするべきか、どっちがええかな。では不許可がよからうと思う人は挙手をしてください。《 11名、挙手 》

では11名が不許可でええということなんで、不許可とさせていただきます。あと、1-3以降の件については許可でよろしいか。挙手でお願いします。《 多数、挙手 》

日 笠 会 長  
\*  
日 笠 会 長

はい、賛成多数という事でありがとうございます。1-1、1-2を不許可で、残りを許可ということでさせていただきます。議案第10号非農地証明願承認について上程します。筆頭者の方、説明をお願いします。

大 山 委 員

1区大山です。1-1についてまずご説明致します。現地はちょうど津山拘置所の真東ということで、拘置所と家との間に道路が出来まして、その時に残地が残り、狭い所でカーポートやあるいは倉庫になってしまっていて、仕方ないという事です。この2人は親子の関係でありますので、問題ないと思います。

1-2、これも小田中となっておりますが、山畑ということで、山の高いところでありまして、書いてありますように、平成10年頃に倉庫、あるいは法面に利用したという事です。この辺の土地は急な傾斜地が多くてですね、それぞれ自分で重機を使って造成し畑を使っているという事で、こういうような法面だったり倉庫が欲しいという事で、なってしまったというのが現状であります。

日 笠 会 長  
高 山 委 員

はい、次。すいません、1-3を説明させていただきます。これは全て農振地域なんですけれど、1つは公衆道路と言いますか、道路の中に取り込まれたようなのが1件と、後は圃場整備の残地が雑種地となって、やむを得ないと判断しております。以上です。

日 笠 会 長  
小 島 委 員

はい、次。8番小島です。家の横の畑があったところに、車庫を建ててしまったということで、宜しくをお願いします。

日笠会長 井家上委員	はい、次1-5。 4番井家上です。申請者のおじさんの土地だったんですけども、お父さんが亡くなられて、そのお父さんが兄弟の土地を車庫とか駐車場に、わからずにしてしまったようで、今回申請が出ましたので、宜しくお願いします。
日笠会長 長森委員	ありがとうございます、次。 14番長森でございます。1-6について説明致します。これは利用状況に書いてありますように、昭和の時代に既に宅地の1部になっておったようです。このことを池田委員と高畑委員が確認をしておりますので、宜しくお願いします。 次、1-7、大篠でございますけれど、この方は大工さんでございます、知らずに、自分が出来るもんですから、勝手に倉庫を作ったりして、これもかなり前に建つとるんで今更仕方がないと思います。
日笠会長 山下委員	はい、次。 11番山下です。利用状況の所に書いてあるように、昭和50年ごろから進入路として宅地にしてしまったという事で、仕方ないと思います。
日笠会長 尾島委員	はい、次。 7番尾島です。4-1について説明させていただきます。昭和56年頃に家の前の畑を購入し、庭先を広げられたようでございます。今も植木等がありまして、仕方ないのかなと思います。宜しくお願い致します。
日笠会長 松尾委員	はい、次。 4-2を松尾が説明させていただきます。これも申請者の親父さんが家を建てた時に進入路なりになってしまったということで仕方ないと思います。
日笠会長 植本会長	はい、次。 16番、植本です。5-1につきましては、利用状況の欄にありますように、昭和46年頃に庭にしてしまったようです。致し方無いと思います。 5-2につきましては、この方は大型農家をされておられて、資材の置き場とかに使っていたという事です。宜しくお願い致します。
日笠会長 太田会長代理	はい、次。 2番太田です。5-3についてですけど、申請人の父親の時代に庭木とかを植えて宅地の一部として使われていたようなので、仕方ないと思います。
日笠会長 *	はい、ありがとうございました。今筆頭者からの説明がありましたが、議案第10号非農地証明願承認について、賛成の方は挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》
日笠会長 大山委員	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第10号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の方、説明をお願いします。 はい、1区の大山です。1-1について説明致します。住所は沼というところですが、現在では町内会が弥生町となっております、高専の300mほど南ということです。平成2年ごろに、現地を墓地として使用したり、あるいはその頃から畑とするつもりだったんでしょうけど、住所が田邑という事でかなり遠いし、現場は急傾斜地が多く、私も見に行ったんですけど、かなり岩盤が出てきているというような場所で到底畑としてはできないという事で、そのまま耕作出来なかったというのが今の現状です。以上です。
日笠会長 長森委員	はい、次。 14番長森です。まず1-2について説明致します。先ほどの非農地で出ました大工さんなんですけれども、他にも農地を持っておられたんですが、これはもう山林原野化しておりまして、一昨年の非農地判断で見落としがあったようで、もう今更どうしようもないということです。 同じく1-3でございますが、これも急傾斜地でありまして、今更元には戻らないということでございますので、宜しくお願いします。以上です。

日笠山下	会長	委員	はい、次。 11番山下です。2-1ですけど、これは進入路が無くて荒れてしまったという事でなんで、問題ないと思います。
日笠山下	会長	委員	はい。次、2-2。 2-2もさっきの2-1と同じことなんで、宜しくお願いします。
日笠植本	会長	委員	はい。次、久米。 16番植本です。これはもう山裾のような所で、もう農地としての復旧は無理だろうと判断しました。
日笠	会長		はい、ありがとうございます。今議案第11号に対して筆頭者の方の説明がありました。賛成いただけますか。
	*		《 多数、挙手 》
日笠	会長		はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第12号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明して下さい。
事務局（津山）			それでは、議案第12号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。議案書のページは、17ページから25ページです。17ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区10件、加茂地区3件、阿波地区5件、勝北地区17件、久米地区20件の計55件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。議案第12号の説明は以上です。
日笠	会長		はい、ありがとうございます。利用集積計画ということで、皆さん承認いただけますか。
	*		はい。
日笠	会長		はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第13号津山農業振興地域整備計画変更に関する意見について上程します。説明をお願いします。
事務局			議案の説明の前に議案書の修正の確認をお願いします。27ページ、除外4の土地所有者と転用事業者が反対に記載されておりまして、矢印を書き込んでおります。正しくは、矢印のとおり、土地所有者が日上1238-2須江孝、転用事業者が日上430-31宗平勤です。繰り返します、除外4については、土地所有者が日上1238-2須江孝、転用事業者が日上430-31宗平勤ですのでよろしくお願い致します。また、31ページ、用途4の目的欄、露天農業用作業用となっているところを露天農作業場に、農業用資材置場を露天農業用資材置場に修正をお願いします。繰り返します、用途4の目的欄、露天農業用作業用となっているところを露天農作業場に、農業用資材置場を露天農業用資材置場に修正をお願いします。 改めまして、議案第13号の説明をいたします。議案書のページは、26ページから31ページです。それでは、議案書をもとに説明します。この件につきましては、津山市が農業振興地域整備計画を変更するにあたり、次に掲げる変更点である、編入7件、除外20件、用途変更4件の合計31件について、当委員会に対し意見を求めてきたものです。参考として31ページ下段に、農用地区域からの除外の基準について記載しております。それでは説明に移ります。内容が同じ様な案件は、まとめて説明させていただきます。 まず、26ページから27ページの編入について説明します。1から6については、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度に取り組むため編入するもので、問題ないものと考えます。7については、平成24年に風力発電施設を設置するとして、農用地区域から除外していましたが、その後、転用事業者が設置位置の見直しを行い、計画を変更したため編入するもので、問題ないものと考えます。 続きまして、27ページから30ページの除外について説明します。まず、除外1から8についてですが、いずれも住宅敷地を拡張していたもので、指導による農

振除外申請となります。除外後の農地区分は除外1、5、7については10ha以上の規模の一段の農地の区域内であることから、また、除外2、3、4、6、8については土地改良事業の受益地であることから第1種と判断しております。第1種の例外許可規定である『既存施設の拡張』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でもなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。

続きまして、除外9から12についてですが、一般住宅を建設するものです。除外後の農地区分は除外9、10、12については土地改良事業の受益地であることから、また、除外11については10ha以上の規模の一段の農地の区域内であることから第1種と判断しております。第1種の例外許可規定である『集落に接続して設置される住宅』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。

続きまして、除外13についてですが、墓地への進入路を設置していたもので、指導による農振除外申請となります。除外後の農地区分は土地改良事業等の受益地でなく、周辺の状況から第2種と判断しております。集団性等に支障をきたす位置でなく、問題ないものと考えます。

続きまして、除外14についてですが、ゲートボール場として造成していたもので、指導による農振除外申請となります。除外後の農地区分は土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しております。転用事業者は地域住民の要望があったことから、申請地の隣接地をゲートボール場として造成した際、申請地も併せて造成していたものです。第1種の例外許可規定である『集落に接続して設置される周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でもなく、問題ないものと考えます。

続きまして、除外15についてですが、露天駐車場として造成していたもので、指導による農振除外申請となります。除外後の農地区分は土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しております。隣接の自宅で宗教団体の集会を行うため、会員の駐車場として造成していたものです。第1種の例外許可規定である『集落に接続して設置される周辺地域に居住する者の業務上必要な施設』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でなく、問題ないものと考えます。

続きまして、除外16についてですが、申請地の隣接地で防疫コンサルタント会社を営んでいる転用事業者が、社員の増加に伴い露天駐車場及び倉庫用地として除外するもので、除外後の農地区分は土地改良事業等の受益地でなく、周辺の状況から第2種と判断しております。集落に接続した位置であり、代替地もないことから問題ないものと考えます。

続きまして、除外17についてですが、会社敷地を拡張していたもので、指導による農振除外申請となります。除外後の農地区分は土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しております。第1種の例外許可規定である『既存施設の拡張』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でもなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。

続きまして、除外18についてですが、27ページの編入7との関連議案で、転用事業者は以前風力発電施設を設置しようとして農振除外をしましたが、設置場所の計画が変更となったことから、改めて申請するものです。除外後の農地区分は土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しております。風力発電施設から発生する低周波等が市街地の居住性を悪化させるおそれがあることまた、発電に必要な平均風速、十分な面積が必要となることから、第1種の例外許可規定である『市街地に設置することが困難又は不適當なもの』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でもなく、代替地もないことから問題ないものと考えます。

続きまして、除外19についてですが、隣接する県道が拡張されることとなり、農地の一部が買収されることから、残りの部分について、効率的な利用ができなくなるため、除外するものです。除外後も農地として利用することから、農用地区域

からの除外の基準については適用されないため、問題ないものと考えます。

続きまして、除外20についてですが、露天駐車場として造成するもので、除外後の農地区分は土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しております。転用事業者は近隣にある葬祭施設に月極駐車場として貸し付けることを考え除外の申し出を行ったものですが、該当の葬祭施設については、以前転用許可を受けた露天駐車場の整備も完了しておらず、また、この度の駐車場が必要との意見書等の提出もありません。また、当申請地は集落に接続した場所ではなく、第1種の例外許可規定のいずれにおいても、当申請の事業計画に記載されている内容の露天駐車場を許可出来る項目がなく、転用許可の見込みがないものと考えます。

続きまして30ページからの用途変更について説明します。

まず、用途1から3についてですが、農業施設を設置していたもので、指導による用途変更申請となります。用途1については、農地として不向きであった申請地に稲わらの格納庫を設置しており、用途2については、自家栽培した野菜や保有米を保管するための倉庫を建築しており、用途3については、隣接する事務所、乾燥施設と一体利用するために農業用倉庫及び温室等を建築していたもので、いずれも問題ないものと考えます。

続きまして、用途4についてですが、昨年11月に不適当となった案件で、若干の変更をし、再度変更申し出があったものです。この農地については、所有者が平成25年6月に亡くなったまま相続未登記であり、相続人は所有者の子3人とのことです。前回の申請では、二男が水稻や大豆栽培のための育苗施設や農機具置き場として用途変更を申請されておりましたが、今回の申請では、長男が申請地の隣接地で新規にグリーンパパイアを栽培し、特産品化するため、申請地を育苗用地や作業場、農機具置場にするため、農業施設用地に用途変更するとの申請になっております。なお、相続については、農振の担当者から転用事業者に聞き取りを行い、来月話し合いを行うと聞き取りしたとのことです。二男から長男への変更理由や、計画に対する明確な規模の決定根拠がありませんが、地元の松尾農業委員さんと協議しながら計画をすすめると申出書に記載されております。

議案第13号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございます。松尾委員、この用途4について説明願えますか。

松尾委員 これ私も聞いているんですけども、まだ全体図が良く見えないので、とりあえず事務局を交えてやっていけるかどうかについて、話してほしいとは言ってるんですけども。こういうことをやるとは言ってるんですけども、こういう転用でやっていくというのは聞いているんですけども、まだ具体的などころまでは聞いていないのが事実なんです。この件を以前の事務局の方に相談しようと思っておったんですが中々居られなくて、新しい方に代わられてからこれがぱっと出てこられて、まだ完全に私自身がわかってないというのが事実です。

日笠会長 はい、そうすると、出来てからのほうがええんじゃないか。どんなものでしょう。用途の4は、完全に決まってからの方がええんじゃないかと思うんじゃないかな。どねいなるもんやらわからんようなもんじゃあな。それから除外の20、30ページの、下から2番目。これについても、考え事なんじゃけど、どうかなと。

大山委員 この■■■さんというんは、高野本郷に嫁に行っとんです、靱保から。実家に弟がおるんはおるんですけど、弟は百姓が出来ないというか、嫌いなんでしょ。何も植えずにおりたいらしいんですけど、近所がやいやい言うもんですから、トラクター引っ張り出しては耕運したり、植えてみてもよう刈らなんだような状況が続いたりというようなことで、何としてもいつまでも田んぼ、畑にしておきたくないと、いうことは言っとりました。葬式屋さんにも相談して、買ってくれというようなことは言っとるらしいんですけど、近所の人に聞いてみたら、そう葬式をしよる風は無いですと、そりゃあお金は出んぞと。

日笠会長	そこらへんがな、買ってもらえのんじゃろ。葬式場も遠いし。
大山委員	葬式も小さいもんばあで、駐車場なんて要らんのんじゃないかと近所の人は言っておるんです。相談には来たんですが。
日笠会長	まあこれは意見を出すだけで良い悪いを決めるわけじゃないけん。ほんならどうもいけん、意見を決めましょうか。
大山委員	あっこらへんも田んぼが広く、これも2反ほどあるんですけど、広いは広いんですけど、どうも乾きの悪い湿地帯のような所で、いつやらあっこでトラクターか耕運機かが沼へこけてしもうたというような所です。買い手がないんですよ。だからなんとか駐車場として使ってもらいたいということなんだと思います。
日笠会長	どんな意見にさせてもらったらええでしょうか。どうも、これ書いてあるんですけど、葬祭場とも話が付いとらんで、借りるようなことじゃないしな。
太田会長代理	今言われたように、葬祭場が借りるという話なら転用が出せるわな。
大塚委員	会長ええかな。私はようわからんのじゃけど、津山農業振興地域整備計画変更に関する意見についてというものは、農業委員会に意見を求められて、これが提案されとるわけですね。事務局はどこなんですか。
太田会長代理	農政審議会。
大塚委員	そしたらそこで十分煮詰められてオッケーとなるものに対して意見が求められるんか、海のものやら山の物やらわからんものまで全て提案があったものは全部ここへ意見が出されとるというわけですか。
日笠会長	先に農業委員会の意見を聞いて、それから農政審議会が審議するんじゃ。
事務局	よろしいですか。この意見についてなんですけれども、これは農業委員会だけではございません。実際には土地改良区とか、その他農業団体に意見をどうですかと聞くんです。そして聞いた結果を農政審議会に持ち上げて、最終的に農政審議会が市長に対してこれが良し悪しという意見を出すんです。その前段の前段になるのがここなんです。農業委員会だけでなく土地改良区等でも同じような審議をしまして、その結果を上げた結果が農政審議会です。ここにある意見はあくまでも毎年2月と8月に農振除外の申請、用途変更の申請を受けます。でその受けたものについて原則全て上がって来ていると。つまりこの段階で良い悪いではなくて、どう思いますかという思いを聞くところです。なので、さびわけはまだこの時点では行っておりません。
大塚委員	それで今農業委員会の事務局から色々ずっと説明があったんですけど、除外20と用途4に対しては問題があるのではと提案をされた。なんで農業委員会が問題があるとわかるんですか、事務局が違うのに。そこの事務局から農業委員会の事務局に、これは問題がありますけれども意見を求めてくださいと提案があったんですか。
事務局	編入の方についてはそれほどでもないんですけど、特に除外の方につきましては、除外後に農地転用の許可が出るかどうかというのが非常に大きな案件になります。農地転用の許可の事務局となれば農業委員会の方。受付は農業振興係の方で受け付けまして、そこではやはり許可が出るかどうかということまでの見込みが立ちませんので、その見込みについては農業委員会の事務局へ全て資料を出して訪ねてくると、そういう扱いになります。その資料を出して訪ねてきたものがこうして全て議案に上がっております。その資料を元に事前に農業委員会の事務局で現地を全て調査しまして、状況を見まして、現在はこういう状況ですと、1つの判断基準を示しているという形でございます。
日笠会長	農地転用があるけん、農業委員会に今度出てきたら許可が出来るか出来んかというのを意見として出す。なんでもつけりゃあええんじゃと出してきとるけん。葬祭場も買う意思は無いんじゃないかと思うんじゃ。
大塚委員	会長、いらんことかもかもしれませんが、事務局を2本にするけんこういう煩雑なことになるんで、事務局を1本化するよう、会長にして頂いて、して頂いたら、



非常に農業委員会は楽になるしスムーズに物事がいくんで、どちらの事務局じゃい  
うても、最終的には農業委員会の許可が必要になるんじゃないかと、1本化して、ス  
ムーズにこれが通るような努力を頂きたいと思います。これは1つの意見です。わ  
かりました、ありがとうございます。

日 笠 会 長 言われてもどうも私の力じゃこれをどうのとは出来んのじゃ。農政審議会とは違  
うけん。ここへこれを出して、で除外をした。それでこの名前で転用をかけたと  
きには農業委員会も許可せんといけんくなるわな。

太 田 会 長 代 理 農政審議会は農振地に対して審議をするところじゃけん。  
日 笠 会 長 ここへはなんでも上げてありますけん。  
大 塚 委 員 もっと風通しが良くなるものかな。  
\*  
大 山 委 員 < 口々に発言 >  
どっちにしても、恐らく本人も弟も、百姓はようせんと思うんです。借り手もお  
らんとするんです。出来んのか、する気がないんのかはあると思うんですけど。2  
反もあって乾きが悪かったら。

日 笠 会 長 百姓をせんけんいうて除外をするというのは出来んのじゃ。意見を出すのに、こ  
れは意見ですけ、除外20と用途4についてはどうかと思いますが、事務局。  
事 務 局 皆さんの意見として、除外20については転用許可の見込みが無いと、用途4に  
ついては先ほど松尾委員さんの方から説明がありましたがいまいち計画がはっきり  
しないということを以て、不適當という意見でよろしければ不適當という意見を、  
その他の件につきましては問題ないのであれば適當という意見で返事をさせて頂い  
たらと思いますがいかがでしょうか。

日 笠 会 長 そういうことでよろしいか。  
\*  
日 笠 会 長 よろしい。  
ではそういうことで意見を出させてもらいます。  
議案第14号相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について上程します。  
事務局説明願います。

事 務 局 それでは32ページ議案第14号について、説明いたします。今回、津山地区から  
1件のみの申請です。  
この申請は、相続により取得する農地に対し、「相続税の納税猶予制度」を適用  
するために、相続人から証明願いが出されたものです。農地の納税猶予を受けるた  
めには、相続税申告書の提出期限までに相続人がその農地を取得し、かつ農業経営  
を開始することや全ての農地を効率的に利用し、適正に管理し農業経営を行って  
いること等です。その要件を満たしていることの証明を農業委員会が行い、相続人  
はその「適格者証明書」を添付して税務署に申告書を提出しなければなりません。  
この度申請者の農地について現地確認をしたところ、一部農地を宅地として使用し  
ていた部分があったため、地元委員の指導により非農地証明申請を提出され、先  
程、議案第10号1-1において承認されたところです。税務署の申告期限の関係  
から、本日が適格者証明発行の最終期限となっているため、非農地証明申請と同日  
上程となっています。ご審議宜しくお願います。  
議案第14号の説明は以上です。

日 笠 会 長 これもわかりにくいんじゃないけど、非農地証明が済んで、明けの月にこれを出して  
もらうがええんじゃないけど、期限がもう今日が最終なんじゃ。一緒じゃけど、した  
げるかどうか。

大 山 委 員 この■■■さん、去年亡くなられたらしいんじゃないけど、生年月日が書いてあって死  
亡日はないんですかね。

事 務 局 1つ右の欄の納税猶予発生日、平成29年6月10日、これが死亡日になりま  
す。わかりにくい表現で申し訳ありません。補足で説明させていただきますと、実際の  
最終日は4月10日だったんです。で、4月10日が最終日だったので、本来であ  
れば期限が切れている状態です。ところが税務署に確認したところ、4月10日ま

太田会長代理 すでに税務署に対して、農業委員会に申請をしたという証明をつけて税務署へ申告書を出せば、5月10日まで許可書を待ちますということを税務署が言われておりますので、本人からは4月10日までに農業委員会に申請書を出しまして、その申請書の受付印を以て税務署の方に申告書を出していると、そういうことです。

大塚委員長 農業委員会としては間に合わんけど、税務署が待つてやると言ってるんだから、それをどうするかというのは皆さんに考えて頂きたい。

日笠会長 よろしいがな。荒れちゃ困る。ええことです。

\* 日笠会長 ほんなら挙手をお願いしたいと思います。

日笠会長 < 多数、挙手 >

事務局 はい、では承認という事で、ありがとうございます。

事務局 それでは報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局説明願います。

事務局 報告第3号について説明します。議案書のページは33ページから34ページです。今回は、相続によるものが3件13筆となっております。1-1、1-2、1-3につきましては現況が一部無断転用の農地がありましたので、適正な手続きをとるよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。

日笠会長 報告第3号の説明は以上です。

事務局 はい、ありがとうございます。報告第4号農地転用届出書の受理について。

事務局 報告第4号の説明を致します。議案書のページで申しますと、35ページです。今回は、改良届が1件です。5-1は、耕作しやすくするため、切り土をして2枚の田の間の段差をなくすよう改良するものです。

日笠会長 報告第4号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。

\* 日笠会長 議案はこれを以て終了しました。委員の皆さんから何か他にありますか。

事務局 ありません。

日笠会長 ありませんか。無い様ですので、事務局から報告事項はありませんか。

事務局 ありません。

日笠会長 はい。それでは、次、連絡事項。

事務局 事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の6月の定例委員会ですが、6月11日月曜日午後2時より、市役所2階202会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の6月の定例委員会ですが、6月11日月曜日午後2時より、市役所2階202会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。

事務局からの連絡は、以上でございます。

日笠会長 はい、ありがとうございました。これもちまして、定例会の議事は終了させていただきます。

太田会長代理 失礼します。本日は慎重審議を頂いてありがとうございます。まだ新しい農業委員会体制になってから1年も経ってません。それで今回から当委員会におきましても運営委員会という事で、さらに厳正な審議が出来たらと思っております。また新しい制度なので検討することも沢山あるかと思っておりますけれど、皆さんのお力で厳正な審議をお願いしたいと思います。またこれから農作業が忙しくなりますので、農作業事故等無いように、来月またお会いできたらと思っております。それでは、皆さまお疲れさまでした。

\* お疲れ様でした。

(17:30 終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

---

署名委員 ①

---